

社会福祉法人貴峯 身体拘束等適正化のための指針

1 身体拘束等適正化に関する基本的考え方

利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束等を安易に正当化することなく、職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等をしない支援に努めることとする。

2 身体拘束の定義

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課による「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」により、次の行為を身体拘束とする。

- (1) 車いすやベッド等に縛り付けること。
- (2) 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付けること。
- (3) 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せること。
- (4) 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限すること。
- (5) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させること。
- (6) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること。

また、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」には、「座位保持装置等にみられるように障害者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適切ではありません」とされており、このような行為については、身体拘束と取り扱わないこととする。なお、同手引きに「身体拘束とは、障害者の意思にかかわらず」と記載があり、利用者本人からの希望によりベルト等を使用する場合においても身体拘束と取り扱わないこととし、利用者本人の意思確認が難しい場合は家族等の意向も確認しつつ、身体拘束か否かを目的に応じて適切に判断する。

3 虐待防止・身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束等廃止に向けた体制として、当法人が定めるには、社会福祉法人貴峯虐待防止・身体拘束等適正化委員会設置規程による虐待防止・身体拘束等適正化で定める委員会を置き、身体拘束等適正化について検討等を行う。

4 身体拘束発生時の対応等に関する基本方針

緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を満たすかの可否をカンファレンスで検討するなど、次の手続きを行う。

(1) カンファレンスの実施

当該利用者の状態に対して、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を満たすかの可否を検討のうえ、身体拘束を要する場合には、拘束の方法、時間、観察の方法等について、実施の際に支援する職員(上席者含む)、上司等により協議を行う。

(2) 実施の報告

協議の結果、身体拘束を実施する場合は、実施の際に支援する職員、上席者が身体拘束実施報告書(様式1)を記載し、理事長に速やかに報告する。

(3) 家族等への連絡

速やかに家族等に連絡し、状況を説明したうえで了解を得る。連絡が取れない場合は連絡した記録を必ず残すこととする。

(4) 記録

身体拘束を実施する場合は、身体拘束に至る経過、拘束中及び拘束解除後の利用者の状況等を記録に残すこととする。

(5) 個別支援計画への反映

身体拘束を実施した場合は、直近の個別支援会議または臨時支援会議において改めて検討し、身体拘束を引き続き実施する場合は個別支援計画に位置付けることとする。

(6) 虐待防止・身体拘束等適正化委員会への報告

身体拘束を実施した場合は、虐待防止・身体拘束等適正化委員会において報告しなければならない。

(7) 身体拘束の解除

利用者の状況の変化や支援の改善等により身体拘束が不要となった場合は、カンファレンスを実施し、解除を決定する。

5 身体拘束適正化のための職員研修

虐待防止・身体拘束等適正化委員会を中心として、研修委員会とも連携を図り、次の研修を実施する。

- (1) 新採用職員を対象とした障害者支援の研修内容に身体拘束等適正化についての内容を含んだ研修の実施
- (2) 年1回以上は、身体拘束等適正化に関する研修の実施
- (3) 法人の外部で開催される身体拘束等適正化に関する研修への出席

6 利用者等に対する当該指針の閲覧

本指針は書面として備えおき、利用者または利用者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとし、法人のホームページに掲載する。

7 その他身体拘束等適正化のための推進

本指針に定める事項以外にも、身体拘束等適正化に関する国・地方自治体から発出される通知等に留意し、身体拘束等の適正化に取り組む。

附 則

本指針は、令和6年12月1日より施行する。

ただし、身体拘束等適正化及び虐待の防止のための指針（令和4年7月1日運用）は、令和6年11月30日をもって廃止する。